

物 品 売 買 契 約 書

亀岡市長 桂 川 孝 裕(以下「売扱人」という。)と ○ ○ ○(以下「買受人」という。)とは、亀岡市インターネット公有財産売却における売扱人所有の動産の売買について、次の条項により売買契約を締結する。

1 売 買 車 両 別 表 の とおり

2 売 買 代 金 金〇〇〇,〇〇〇円

3 契 約 保 証 金

- (1)買受人は、本契約締結と同時に、契約保証金として金1,000円を納付しなければならない。但し、契約保証金は、入札保証金の全額を充当するものとする。
- (2)契約保証金には利息を付さない。
- (3)買受人が売買代金の納付期限までに売買代金残額を納付しない場合は、売却の決定が取り消され、納付された契約保証金は返還しないものとする。

4 売買代金の納付

- (1)買受人は、売買代金の納付に際して、売買代金の一部として契約保証金を全額充当するものとする。
- (2)買受人は、本契約締結後、契約保証金充当額を除いた金〇〇〇,〇〇〇円を売扱人の指定する次の口座に、令和8年3月10日午後2時30分までに振り込みにより納付するものとする。

京都銀行 亀岡支店 普通預金 口座番号69002 口座名義 亀岡市会計管理者(カメオカシカイケイカンリシャ)

5 動産の引渡し期限 売買代金納入後、30日以内

6 動産の引渡し場所 旧別院中学校(亀岡市東別院町地内)

7 売 買 条 件

- (1)売扱人は、物件について、契約不適合責任を負わないものとする。
- (2)売扱人は、本契約締結後の当該物件の災害については、一切責めを負わないものとする。

- (3) 売扱人は、買受人が本契約を完全に履行する見込みがないと認めたときは、この契約を解除することができる。
- (4) 本契約締結に要する費用及び当該物件の引渡しに要する費用は、買受人の負担とする。
- (5) 買受人は、亀岡市インターネット公有財産売却ガイドライン及び関係法令のすべてを遵守するとともに、この契約に定めのない事項については、必要に応じて売扱人と買受人の双方が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売扱人と買受人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売扱人 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 桂川孝裕 印

買受人 ○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○ 印

別 表

売買物件(区分番号R7001)

物件名	製造番号	導入年度	設置場所	摘要
株式会社河合楽器製作所 アップライトピアノ K-61M	2531257	平成17年8月	旧別院中学校	要調律